

横浜事件 再審裁判を 支援する会

「検事意見」は形式論理に終始

最高裁への署名は文化人201名、一般1,473名

No.15

1990.12.15

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

さる一〇月初め、最高検察庁から森川弁護士長のもとへ弁護側資料の問い合わせがあったため、最高裁事務局へ出向いて審理状況をたずねたところ、今年内には最終「決定」がありそうだと感触を得ました。

そこで支援する会として急ぎよ、最高裁への第三次署名活動にとりかかり、多くの文化人の方がたの協力も得て集約した署名を、第一回（10月22日、文化人・一七八名、一般・四一四名）、第二回（11月9日、文化人・二三名、一般・一〇五九名）と二回にわけ提出しました。

ところが、この署名活動中に、すでに九月八日、最高検の「検事意見書」が提出されたことが判明しました。この検事意見書は、詳しくは2ページに弁護団による反論が述べられています。次のような論理構成になっています（4頁参照）。

①この事件は現刑訴法の施行前の事件だから、旧刑訴法と応急措

置法が適用されることになる。
②応急措置法では、憲法判断に關する限り最高裁で審理できるとになっている。

③今回の特別抗告理由ではたしかに憲法判断を求めている。しかし東京高裁の「決定」では憲法判断にふれていない。

④したがって応急措置法の要件を満たさず、適法な抗告の理由がない。「よって、本件特別抗告は……棄却されるべきである」と思料する。

まさに形式論理のきわみです。血も涙もない、木で鼻をくくるといふ形容が、これ以上適切なケースはそうザラには見当たりません。

この「検事意見」に対し、弁護団は一〇月二二日、最高裁へ反論（理由補充書）を提出しました。

日本の裁判制度百年、その「百年目」の司法の実態を、私たちはいま再審請求人・弁護団とともに体験しつつあります。だからこそ、いっそうの頑張り求められます。

支援する会も発足五年目に入りました。どうぞ加入更新・会費納入の上、つづけてのご協力・ご支援をお願いいたします。
（事務局）

特別抗告理由補充書 検事意見に関連して

横浜事件弁護団

最高検察庁土屋検事の意見書（平成二年九月一八日付）の見解に対して左記のとおり弁護人の見解を陳述する（抗告理由第一点ないし第四点の補充）。

一、検事意見書の意見の結論は、要するに、本件特別抗告については「応急措置法」一八条の解釈上、「その決定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り」することができると、原決定では何ら憲法判断をしていないから「応急措置法」上の適法な抗告理由がないとするものである。

しかし原審で請求人は「再審請求理由補充書」（中略）をもって、同補充書第三点「刑事一件記録の減失処分と『裁判を受ける権利』において、原決定（横浜地裁）が一件記録がないことを主たる理由として再審請求をしりぞけたことが憲法上の『裁判を受ける権利』を奪う違憲の

処分である旨を主張した。これに対して原決定はその判断を明示しては

いないけれども、横浜地裁決定と同様記録不存在の理由により請求人の請求を棄却したことによって、横浜地裁決定が憲法に違反せず合憲である旨の判断をしたものとみなされる（中略）。なお上告審で初めて適用法条の違憲を主張したのに対し憲法判断をした事例（中略）もある。したがって本件抗告事件で最高裁が憲法判断をすることができないとする検察側の意見は失当である。

二、本件抗告事件の核心的問題は、まさに司法機関をふくむ国家権力機関により組織的、計画的に刑事事件の一件記録を焼却廃棄いんめつ処分してしまったという場合に、その再審請求手続きによってその被告人の名譽を回復し、補償を請求して人権を回復する権利、すなわち憲法上の「裁判を受ける権利」の実現を、「記録不存在」の理由によって拒否することができるか？という問

題である。

本件再審請求準備の過程で請求人弁護人らは八方手をつくして極力旧記録の発見につとめ、その結果従来発見されていなかった若干の判決謄本は発見できたが、法務省、最高裁では不在との回答であり、やむなくアメリカ大統領にまでその協力を要請したほどである。これほど完全に一件記録を処分してしまった事例は稀であろう。この様な徹底したいんめつ処分は司法関係機関を含む国家権力機関の力でなければ到底実施できるものではあるまい。

しかるに原決定は「記録の存在しなくなった原因はともあれ」として、その点を不問にして再審の審理手続きにはいることを拒否し、実質的に請求人の「裁判を受ける権利」即ち旧憲法二四条、現憲法三二三条七条で保障する基本的権利・自由を侵害しているが、この点で司法を含む国家機関の責任を明らかにすることがまさに正義の最終最高の殿堂た

る最高裁に期待せられるものではないか。

三、次に検察官は本件特別抗告の理由第三点判例違反、第四点法令違反・事実誤認の主張について、「応急措置法」一八条の文言を根拠として適法な理由とならないと主張している。しかし応急措置法一八条は文字どおりの敗戦後の暫定的立法であって、新設されたばかりの最高裁の負担を考慮しての暫定措置とみられるものであるから、四〇年以上を経過した現在の段階において依然として文字どおりに適用されるか疑問であり、ことに憲法問題以外の抗告理由を最高裁が判断することを禁じているものとは考えられない。例えば刑訴法四一一条を特別抗告に準用できるか否かについては法の明文のさだめはないが判例は昭和二六年頃からこれが準用を認め、最高裁大法廷昭和三七年二月一四日決定も（中略）これを認めるにいたった。主要な学説（中略）もこれを認めている。

したがって本件特別抗告についても刑訴法四三三条・四〇五条のほか同四一一条も適用または準用があるものといわなければならない。ことに特別抗告申立書第三点で指

摘したように、広島高等裁判所昭和五一年九月一八日決定は一件記録がほとんど存在しない場合について「しかし原確定記録によらなければ常に原判決の認定に関連する諸事実その他原訴訟及び捜査手続き等の関係事実につき、他の資料による立証を全く許さない、ということになる」と、もし偶々右記録の全部もしくは一部が焼失、盗難、紛失等の理由で無くなったような場合、これら全く請求人に関係のない偶然的事情によって記録のある場合に比し請求人に不当に不利益な結果を招来する事態の発生も考えられ、特に記録のない場合にかぎり、かつ再審請求理由に必要な限度では右立証を認めるべきものと解される」として、本件事案よりはるかに古い大正初年の刑事事件について証拠調べのうえ再審開始の決定をした判例は、本件事案のように、司法機関を含む国家機関ないしは関係者によって、故意に組織的計画的に隠匿、滅失処分につせられたという事案には重大な先例となるものである。

の理由で抗告をしりぞけているが、拷問の疑いがあればその結果作成された自白、自認調書その他供述に基いて認定判断された旧判決が重大な事実誤認があることを疑うべき十分な理由があり、したがって本件再審請求をしりぞけた原決定には重大な事実誤認があつて、これを破棄しなければ著しく正義に反することとなる場合にあたるものである。

なお本件で特にご留意をわずらわしたいことは、本件で旧刑事訴訟法でなく現行刑法法によって再審請求が許されるとすれば、本件は現行刑事訴訟法第四三五条(旧刑事訴訟法第四八五条)第七号の場合にあたる典型的な事例であり、再審開始を当然なすべき事案であることである。

この点については本件第一審に提出した「再審請求理由追加補充書」第一点で詳述したとおりであるが、横浜地裁決定では、(一)提出にかかる元警察官らの有罪確定判決は益田直彦事件の取調べ関係者についてのものであつて、その他の請求人の事件に関するものでなく、また(二)同号にいう「被告事件ニ付職務ニ関スル罪ヲ犯シタル」者は、当時おける判事又は検事に限られ司法警察官を含んでいないことは法文上明らかである。

る、という全くの形式論に基いてこの主張をしりぞけている。しかし実質的、歴史的に考えれば、戦前においては、司法警察職員とくに特別高等警察関係の職員の職権・実力は絶大なもので、むしろ裁判官・検察官らのそれを凌駕するものがあつた、といつても誤りではあるまい。人権じゅうりんは、主としてこれら地位上下級の司法関係職員によって犯されたものであることは公知の事実といつてよい。むしろ現在よりも司法警察職員の威力、実力が強大であつたことに鑑みれば、司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定有罪判決によって証明されたという本件再審請求事件こそ、戦後の基本的な人権尊重を基本原則とすべき現代国家の真価を発揮すべき絶好の機会であり、特にその司法の最高の殿堂たる最高裁にこそ、再審請求をいれて、請求人らの踏みにじられた人権と正義を回復する道を明らかにせられることを期待したい。

四、検察側援用の大法廷決定は変更されるべきである。

検察側の意見書は、本件再審請求に適用されるべき法律(刑訴法など手続法)を旧法によるか新法によるか

についての最高裁判例として、昭和三七年一〇月三〇日の大法廷決定を援用している。ところがこのいわゆる「巖窟王」吉田石松翁再審請求事件の大法廷決定では、検察官はその意見書において、今回の意見書とは全く違う立場をとり、「新刑訴施行後十数年を経た今日、刑訴施行法の規定を客観的に検討し、本件の如き古い事件の再審を如何に処理すべきかを考える場合、刑訴施行法二条の「新法施行前に控訴の提起のあつた事件」とは、当時なお裁判所に係属中であつた事件のみを指すものと解し、その再審の如きは原判決の如く新法によるべきこととするのが自然であると信ずる。しかもこれが、前述の如く、手続法は新法によるとの法の原則および従来の立法慣例にも添ふこととなるのである。」と、国民の常識からみて理解しやすい法理論を展開している。この吉田石松事件での検察側の特別抗告申立の真の目的はともあれ、ここに力説した検察側の見解そのものはきわめて傾聴すべきものをもっており、この立場からすれば本件再審請求事件は新刑訴法第四三五条第七号の適用されるべき典型的事案というべきである。

前記大法廷決定は名古屋高等裁判

資料

最高検の「意見書」

意見書

請求人 木村 亨

右の者に対する再審請求事件につき、弁護人から申立てのあった特別抗告について、次のとおり意見を開陳する。

平成二年九月一八日

最高検察庁

検事 土屋 真一

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 香川保一殿

本件特別抗告は、次に述べるとおり、その主張はいずれも理由がなく棄却されるべきであると思料する。

一 本件記録によると、請求人木村亨に対する治安維持法違反事件について、第一審の横浜地方裁判所は、昭和二〇年九月一五日に同法違反により同人を懲役二年に処し三年間右刑の執行を猶予する旨の有罪判決を言い渡し、上訴の申立てがなかったため、同判決がそのころ確定したこと認められる。その後、請求人の弁護人らは、同確定判決に対して横浜地方裁判所に再審請求をし、同裁判

所は昭和六三年三月二八日に右請求を棄却する旨の決定をしたので、これに対して東京高等裁判所に即時抗告を申し立て、同高等裁判所は昭和六三年一月一六日に即時抗告を棄却する決定をしたところ、昭和六三年一月二四日に右原決定に対して最高裁判所に特別抗告を申し立て、原決定には憲法違反、判例違反、法令違反及び事実誤認があると主張している。

ところで、本件再審請求に適用すべき法律は、前述のとおり、本件治安維持法違反が現行刑事訴訟法の施行前に公訴の提起があった事件であるから、同法施行後も、旧刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）及び日本国憲法の施行に伴う応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号、以下「応急措置法」という。）によることになる（中略）。そして、最高裁判所は、抗告については、裁判所法七条二号の規定により応急措置法一八条の抗告のように、訴訟法が特に最高裁判所に対し

所による「原決定」の判断である「現行刑事訴訟法は、基本的人権の保障を理念とする憲法のもとで、この憲法の精神を刑事訴訟手続に映し刑事被告人の保護、基本的人権の保障をはかるため、特に旧刑事訴訟法を大幅に、そして根本的に改正して、できあがったものである。従って旧刑事訴訟法のもとで公訴が提起された事件でも現行刑事訴訟法によること特段の支障のない限り、現行刑事訴訟法により審判すると解することが、憲法の精神にも副う所以である。云々」との判示に対し「新刑事訴訟法を如何なる時から如何なる事件に適用するかは経過法の立法に際して諸般の事情を勘案して決せられるべき問題で、法律に一任されているものである」として、刑事訴訟法二条が新法施行前に公訴の提起があった事件については、新法施行後もなお旧法及び応急措置法による旨を規定し、新法を適用しないことにしたのは何ら憲法に違反するものではない」とした。

この大法廷決定の考え方は、刑事訴訟法という国民の基本的人権を左右する立法についての取扱いを、「法律に一任」することをもって足るとした点で、憲法一条、一三条三一条三二条三七条など憲法全体の趣旨構造に照らし、もはや維持すべきものとは考えられないから、すみやかに変更されるべきである。

これらの諸点からみると、検察官の援用する前記大法廷決定は今日では変更されるべきである。

10月4日、日本ペンクラブで訴える小林さん（右）と木村さん（左）



てなし得るものと定めた抗告のみに
ついて裁判権を有するのであるか
ら、本件特別抗告も、右応急措置法

一八条による抗告として、「その決
定又は処分において法律、命令、規
則又は処分が憲法に適合するかしな
いかについてした判断が不当である
ことを理由とするときに限り」する
ことができるにすぎない（中略）。

二）ところで、本件特別抗告理由第一
点の憲法三二条（裁判を受ける権利
の保障）、同三二条（法定の手続の
保障）及び同一三条（個人の尊重、
生命、自由及び幸福追求権の尊重）
の解釈適用の誤りの各主張並びに第
二点の同三六条（拷問及び残虐刑の
禁止）及び同三八条（自己に不利な
供述の強要の禁止、自白の証拠能
力）の解釈適用の誤りの各主張につ
いては、原決定において、本件再審
請求棄却の決定等が右の憲法の各規
定に適合するかどうかの判断をして
いないから（中略）、応急措置法一
八条の定める要件を満たすものでな
く、適法な抗告の理由がない。

また、本件特別抗告の理由第三点
の判例違反及び第四点の法令違反・
事実誤認の各主張についても、応急
措置法一八条による抗告が原決定に
おける憲法判断の不当を理由とする
ときに限られるから、いずれも適法

な抗告の理由に当たらないことは明
らかである。

よって、本件特別抗告は、その各
主張にいずれも理由がなく棄却され
るべきであると思料する。

10月4日、獄中作家の日 日本ペンクラブで訴え

木村 亨さん
小林英三郎さん

さる一〇月四日、新宿の紀伊国屋
ホールで、日本ペンクラブ主催「獄
中作家の日」講演会（第一〇回）が
ゾルゲ事件、横浜事件をテーマに行
われた。

この獄中作家の日は、毎年一〇月
の第一木曜日を救援キャンペーンに
当てようという、世界ペンセンター
の合意によるものである。開会挨拶
で高田宏氏（日本ペンクラブ常務理
事、作家）は、現在、厳密な意味で
の獄中作家は日本には存在しない
が、こうした集会をもつのは、国際
支援の意味もあるが、「獄中作家」
を生み出しかねない状況が強まって
いるからでもある、とのべた。
横浜事件の映画『証言』（青銅ブ

ロ）の上映会（本誌14号で既報）で、
横浜事件をペンクラブでとり上げた
いと発言された加賀乙彦氏（獄中作
家委員会委員長、作家）は、「獄中作
家の現状」について講演、その中
で、国家秘密法案、拘禁二法案、日
の丸、君が代、本島市長襲撃事件等
にふれつつ、言論の国家統制は遠い
昔とはいえない不気味な状況が進行
していると指摘した。

「ゾルゲ事件と私」と題する講演
で尾崎秀樹氏は、ゾルゲ事件をい
ゆるスパイ事件としてではなく、戦
争に反対する国際連帯をつくるため
のゾルゲ、尾崎らの意図を正しくと
らえることのだいじさを強調、そし
て戦時下、当局の一方的発表のみが
報道され、戦後は反共心理作戦のキ
ャンペーンに利用され、国秘法推進
派も利用しようとしている危険を指
摘した。

映画『証言』が上映されたのち、
再審申し立て人、木村亨氏が壇上に
のぼった。木村氏は敗戦の日におけ
る細川嘉六氏の烈々たる獄中レポ
や、拷問特高にたいする共同告発
（四五年一月）などを紹介しつつ、
八五年の国家秘密法案の登場にさい
し、同法案の阻止のためにも再審請
求の決意を固めた、とのべた。

小林英三郎氏は、検挙された当時
の状況、特高の残虐なでっち上げ経
過を説明、「治安維持法ができる、特
高ができる、そこから次々に弾圧、
でっち上げが生まれた。悪法は独り
歩きする。だから国家秘密法案、拘
禁二法案は許せない」とのべた。
ホールを埋めた約三〇〇の聴衆
は、いずれも深い感銘をうけた様子
で、会終了後、事務局に協力を申し
出てくださった方もあった。

- （署名文化人、8頁つづき）
- 北條 元一（ドイツ文学）
- 本多 秋五（文芸評論）
- 本間要一郎（経済学）
- 堀川 弘通（映画監督）
- 前野 育三（法学）
- 松浦 総三（評論家）
- 松谷みよ子（作家）
- 松本三之介（歴史学）
- 丸山 栄一（歴史学）
- 三浦 綾子（評論家）
- 緑川 洋亨（作家）
- 水田 洋（出版人）
- 南 博（経済学）
- 宮田 光雄（心理学）
- 宮本 憲一（政治学）
- 宮脇 俊三（経済学）
- 森田 宗一（作家）
- 音 音弥（教育学）
- 山田 正一（心理学）
- 山田 太一（教育学）
- 山田 宗睦（シナリオ作家）
- 山本 洋次（映画監督）
- 湯川 宗睦（評論家）
- 湯川 宗睦（ジャーナリスト）
- 湯川 宗睦（作家）
- 湯川 宗睦（哲学）
- 湯川 宗睦（ドイツ文学）
- 湯川 宗睦（国語学）

紹介

弁護団長、森川金寿先生の名著

『教科書と裁判』 (岩波新書)

横浜事件再審裁判弁護団長として

私たちの運動の先頭に立つ森川氏は、教科書裁判弁護団長でもある。

私たちは、わが国における言論の自由、人権、民主主義のありようを憂

え、いきどおり、横浜事件再審の実現を強く願うものであるが、本書は

そのような私たちに、限らない共感をおぼえさせ、運動に確信を与えて

くれる本である。

だからといって固苦しい本ではない。人権問題あれば、必ず森川弁

護士の姿あり」とでもいいたくなる

ように、戦前、東大卒業後、弁護士

の道にすんだ氏は、以降、一貫して

人権擁護、民主主義の立場からの

活動をつづける。一九四七年、自由

人権協会の創立に参加してから、と

くだんその活動は多彩である。本書

の叙述には、このような氏の足どりが

随所にちりばめられ、体験に裏うち

された説得力が感じられ、生き生き

とした読物になっている。

家永三郎教授が一九六五年に提訴

されて以来二五

年、訴訟は三次に

および、そのぼう

大な全容は容易に

つかみ難い(第三次

次訴訟記録は全八

巻で、ロング出版

から近刊。ほかに

記録も刊行されて

いる。しかも、

判決は、七五年の杉本判决のような、憲法の精神そのものに従った——したがってわかりやすい——判決ではなく、奇弁を弄して行政側に軍配をあげるわかりにくい判決が相ついでいる。

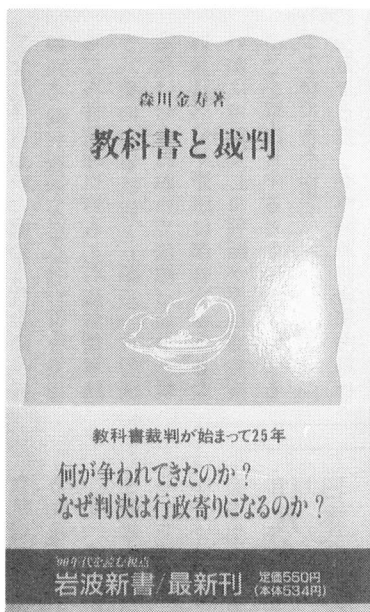
しかし、現実の法廷でたかかってきた著者は、そのぼう大、複雑な裁判の流れを簡潔にまとめ上げること

に成功し、私たちに裁判の意義や問題点を説きあかしてくれる。

横浜事件再審裁判を支援する人たちにとって、とくべつ共感を呼ぶのは、第六章「忘れられない暗黒時代」や第七章「八〇年代検定と加藤判決」などであるかもしれない。

第六章では、横浜事件のほか、美濃部達吉「天皇機関説」、河合栄治郎「ファシズム批判」事件、石川達三「生きていく兵隊」事件、津田左右吉・尾崎行雄らの「不敬」事件、ゾルゲ・尾崎事件等々が語られている。いずれも著者が青年期に見聞した諸事件であり、一見すれば、教科書裁判とは縁が遠そうにみえるが、読んでみれば、横浜事件再審請求も教科書裁判も、私たちが国家権力に對して問いかけているものは、全く一つのものだ、ということが実感できるだろう。

著者は「あとがき」で、「今日ほど、少なくとも教科書裁判に関するかぎり、司法に對する私たちの信頼が極度にゆらいでいる時期はない。『まだ最高裁』があるというかわりに、『まだ国民世論と国際世論がある』と訴えざるをえない状況にある」とのべている。著者は慎重にも、「教科書裁判に関する限り」と限定句を付されているが、横浜事件再審請求における横浜地裁、東京高裁の非合理きわまる「決定」に接した私たちとしては、この限定句は不要にすら感じられるのである。われわれの特別抗告は、目下、最高裁で審理中である。「まだ最高裁がある」との言葉は、八海事件というえん罪事件(一九五一年発生)での被告側の叫びであるが、最高裁は五七年、原判決破棄、差し戻しを決定して、その存在理由を示した。今やこの言葉は死語となった観があるが、私たちの再審請求に對し、最高裁がまともに対処し、再びこの言葉を生きた言葉にしてもらいたいものである。そのためにも、この本が広く読まれ、国民世論の輪をひろげていくことが望まれる。



教科書裁判が始まって25年

何が争われてきたのか？
なぜ判決は行政寄りになるのか？

岩波新書/最新刊 定価550円 (本体534円)

支援する会 この四年の足跡

※最高裁の「決定」がまもなく出そうだというところで、既述の通り、急遽第三次「要請」行動に取り組みました。ここに掲げるのは、文人宛てに署名の協力をお願いした折りにとりまとめた、支援する会のこの四年の足取りです。ご参考までに再録することといたします（事務局）。

一九八八年

- 2月12日…申立人・青山誠治氏逝去
- 3月31日…横浜地裁、「棄却」決定
- 4月1日…東京高裁へ即時抗告
- 7月2日…提訴二周年記念集会（横浜市社会福祉センター）
- 10月…東京高裁へ、文化人一四一名の「要請」署名葉書提出
- 12月16日…東京高裁、「棄却」決定
- 12月24日…最高裁へ特別抗告
- 12月…支援する会製作ビデオ『証言・横浜事件』完成

横浜事件・再審裁判は、提訴以来すでに四年余りが過ぎました。これまでの経過を年表ふうにしますと、次の通りです。

一九八六年

- 7月3日…横浜地裁へ再審申し立て
- 11月6日…「横浜事件・再審裁判を支援する会」発足集会（同年12月15日会報第一号発行）

一九八七年

- 7月27日…申し立て人・和田かよさん（故和田喜太郎氏母堂）逝去
- 11月13日…「いま、危機に立つ言論を見つめる」集会（総評会館、「国家秘密法に反対する出版人の会」と共催）

催

一九八九年

- 5月8日…最高裁への「要請」署名活動（文化人二二名、支援する会・出版労連関係二二九七名）
- 7月…事件関係者・黒田秀俊氏、事件被害者・美坂太郎氏、逝去
- 9月23日…土井郷誠氏（事件当時の横浜刑務所看守、有力証人）逝去
- 12月1日…支援する会結成三周年「言論と教育」集会（岩波セミナールーム、「教科書検定訴訟を支援する出版連絡会」との共催）

一九九〇年

- 4月2日…最高裁への第二次「要請」署名、一三五五名分を提出（前年12月15日提出の三〇八名分と合わせ一六六三名）
- 5月…映画『言論弾圧・横浜事件——証言』（青銅プロ）完成
- 7月6日…同映画試写と再審裁判現況報告の夕べ（東京弁護士会館）
- 10月4日…日本ペンクラブ主催の集會にて同映画上映、木村亨・小林英三郎氏発言
- 10月11日…最高裁への第三次「要請」署名（文化人二〇一名、支援する会・出版労連関係一四七三名）

最高裁へ「要請書」を寄せられた方々

第三次署名

- | | | | |
|---------------|----------------|------------------|------------------|
| 相原 光 (経済学) | 青木 雨彦 (エッセイスト) | 岩尾 裕純 (経済学) | 今堀 誠二 (歴史学) |
| 梓 林太郎 (作家) | 安部 一成 (経済学) | 岩永 健吉郎 (政治学) | 岩尾 忠純 (歴史学) |
| 安藤 次男 (詩人) | 荒井 信一 (歴史学) | 宇井 純 (公害問題) | 宇井 俊隆 (歴史学) |
| 新井 直之 (マスコミ論) | いいたも (作家) | 潮見 俊吉 (法学) | 幼方 直吉 (歴史学) |
| 伊藤 昌太 (歴史学) | 伊藤 信吉 (詩人) | 浦田 賢治 (法学) | 浦田 春樹 (ドイツ文学) |
| 伊藤 千尋 (作家) | 家永 三郎 (歴史学) | 江藤 文雄 (歴史学) | 江藤 文雄 (評論家) |
| 池上 惇 (経済学) | 石井 金之助 (経済学) | 江守 五夫 (法学) | 江守 五夫 (歴史学) |
| 石川 孝 (歴史学) | 石井 弘義 (社会心理学) | 大内 孝平 (経済学) | 大内 孝平 (経済学) |
| 石田 勝心 (映画監督) | 石田 雄 (政治学) | 大久保 昭男 (文学) | 大久保 昭男 (文学) |
| 飯沢 健治 (マスコミ論) | 猪野 康子 (社会福祉学) | 大谷 晃一 (作家) | 大谷 晃一 (作家) |
| 乾 孝 (社会心理学) | 井上 頼豊 (音楽家) | 小山内 美江子 (シナリオ作家) | 小山内 美江子 (シナリオ作家) |
| 井本 大吉 (歴史学) | 今井 正 (映画監督) | 小田 切秀雄 (文学) | 小田 切秀雄 (文学) |
| 今井 正 (映画監督) | | 岡倉 古志郎 (国際政治学) | 岡倉 古志郎 (国際政治学) |
| | | 岡部 伊都子 (作家) | 岡部 伊都子 (作家) |
| | | 岡本 愛彦 (人文) | 岡本 愛彦 (人文) |

奥野 健男 (文芸評論家)
 鎌田 八郎 (経済学)
 上 笠 一郎 (児童文学)
 川上 健二 (医事評論家)
 河野 善二郎 (歴史学)
 河村 貞治郎 (社会学)
 上林 貞治郎 (映画監督)
 木下 恵介 (作曲家)
 木原 正雄 (経済学)
 吉川 経夫 (法学)
 北林 谷栄 (哲学)
 久野 正文 (文学)
 久保田 三郎 (政治学)
 具島 兼三郎 (政治学)
 黒木 和雄 (映画監督)
 黒田 了一郎 (法学)
 小出 昭一郎 (物理学)
 小林 久三 (物理学)
 小林 孝輔 (作家)
 小林 亜星 (作曲家)
 後藤 真子 (作家)
 神野 璋一郎 (政治学)
 香原 志勢 (自然人類学)
 近藤 信一 (評論家)
 佐々木 基一 (文芸評論家)
 佐々木 潤之介 (歴史学)
 佐多 稲子 (作家)
 佐野 洋 (作家)
 斎藤 秋男 (歴史学)
 早乙女 勝元 (作家)
 真田 知是 (社会福祉学)
 清水 兵衛 (社会運動史)
 塩田 健夫 (社会福祉学)
 穴戸 正浩 (映画監督)
 篠田 和夫 (哲学)
 柴垣 進午 (文学)
 芝田 進午 (文学)
 渡川 信義 (文学・作家)
 島山 徳爾 (文学)
 霜山 文章 (文学)
 寿岳 嘉章 (文学)
 新藤 兼人 (映画監督)
 新村 猛 (フランス文学)
 白坂 依夫 (シナリオ作家)
 杉原 四郎 (経済学)

杉原 泰雄 (法学)
 鈴木 正四 (歴史学)
 鈴木 英一 (社会学)
 鈴木 喜男 (経済学)
 隅谷 三喜男 (経済学)
 関田 夏光 (作家)
 祖父江 孝男 (文化人類学)
 袖井 林三郎 (政治学)
 田島 征三 (画家)
 田中小 実昌 (作家)
 田村 紀雄 (社会学)
 高崎 隆治 (評論家)
 高柳 信一 (文学)
 高木 健次郎 (経済学)
 竹盛 天雄 (日本文学)
 武谷 三男 (物理学)
 橋 祐典 (映画監督)
 滝沢 修 (俳優)
 滝平 二 (画家)
 千葉 正士 (演出家)
 津上 忠 (経済学)
 都築 忠七 (経済学)
 都留 重人 (経済学)
 辻 達也 (歴史学)
 鶴見 和子 (シナリオ作家)
 寺島 アキ子 (フランス文学)
 寺田 康三 (農業経済学)
 暉 衆二 (作家)
 戸板 嘉久 (経済学)
 藤間 生大 (歴史学)
 利谷 信義 (法学)
 なだいなだ (作家)
 奈良本 辰也 (歴史学)
 直木 孝次郎 (歴史学)
 永井 路子 (作家)
 中井 淳真 (作曲家)
 中山 和久 (法学)
 中山 研一 (法学)
 夏堀 正元 (社会学)
 鳴海 辰吉 (作家)
 西野 正泰 (社会学)
 布川 震也 (植物学)
 沼田 角衛門 (出版人)
 沼田 稲次郎 (法学)
 野村 芳太郎 (映画監督)
 羽仁 進 (映画監督)

秦 恒平 (作家)
 旗田 雄高 (歴史学)
 濱田 正夫 (社会思想史)
 林 茂夫 (軍事評論家)
 林 直道 (経済学)
 林 光 (作曲家)
 林 英夫 (歴史学)
 林 文夫 (音楽評論家)
 林 基彦 (作家)
 深田 欣二 (映画監督)
 福島 新吾 (政治学)
 福田 敏一 (政治学)
 藤田 省三 (思想史)
 藤田 親昌 (ジャーナリスト)
 藤井 治夫 (軍事問題)
 古山 登 (マスコミ史)
 降旗 康男 (映画監督)
 堀見 善衛 (作家)
 堀田 善衛 (作家)
 (以下、5頁下段へ)

カンパを寄せられた方々(敬称略)

(小野貞さんの冊子へ寄せられた分を含みます)

〈6月〉兼坂かね子、風見清二、松谷みよ子、木下忠司、塩田庄兵衛、北繁、橘裕典、中村智子、古山登、南海放送、小野新一、東方正梧、及川達男、小木宏、三渡章高、関幸造、佐々木光子、鈴木国雄、南部正男、佐藤純子、青山房子、鳴原良平、平館利雄、北川啓、佐々木陽子、田中翠、万代好子、小川保夫、千葉良信、河合郁子、吉田杜夫、堀哲美、実方義雄、栗原美智子、C&S 労組、安江淳、細川英子、塚本一郎、荒牧三

恵、久保田昌弘、高野久美子、土井千代子、中村忠志、木口和夫、小森修、生出恵哉、中村速男、矢走直子、長原嘉市、井上ケイ子、高橋基之、秋田弘、佐藤ヨシ、佐川隆彦、大谷晃一、
 〈7月〉川田定子、岡田富久子、伊藤賢治、野々村敏、中西篤、渡辺義夫、関原勇、前田朗、大島久治郎、小平克、笠井洋子、鈴木光枝、
 〈8月〉平館利雄、松岡喜美子、江口十四一、石川一行、
 〈9月〉山崎義子、平館利雄、篠原あや、関谷清、石川卓慶、平井豊一、大森節子、西尾瑜香、
 〈10月〉戸部宗七郎、宮崎公子、福田詢、久野収、古沢太穂、平館利雄。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402 横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

● 郵便振替 東京3-150641
 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

● 銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」